

実施方針の策定の見通し

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条及び同法施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条に準じ、実施方針の策定の見通しに関する事項を下記のとおり公表します。

令和 5 年 7 月 27 日

新潟市長 中原 八一

| | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 特定事業の名称 | 新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業 |
| 2 | 特定事業の期間 | 25 年間（予定） |
| 3 | 特定事業の概要 | 本市が整備する一般廃棄物処理施設（焼却施設）の、設計・建設及び運転・維持管理に関する一連の業務 |
| 4 | 対象施設等の立地 | 新潟県新潟市江南区亀田 1835 番地 1 |
| 5 | 実施方針を策定する時期 | 令和 5 年 10 月（予定） |
| 6 | 担当部署 | 環境部 循環社会推進課 整備グループ 電話 025-226-1427 |